

## 学びの改革支援課

### 1 目的

対話を軸にした校内研修を充実させることで学校改革を一層進めようとする学校が、アドバイザー（有識者）からのサポートを得ることでより効果的に研修を進めることを支援する。

### 2 事業内容

#### (1) アドバイザー（有識者）の派遣

ア 派遣するアドバイザー（有識者）は、学校改革の推進に向け、「対話を軸にした校内研修」を充実させることに取り組む学校に対して、有識者派遣費用を支援する。

イ 派遣先は本事業で選考された学校とする。

ウ 研修内容は、学校と講師が相談の上決定するものとする。

エ 研修1パッケージあたりの派遣費用を、上限56,000円（講師謝金26,000円＋講師旅費30,000円）までとし、予算の範囲内において、講師謝金及び講師旅費を県教育委員会が負担する。なお、派遣費用の上限56,000円の内訳は、関東・中部方面から大学教授級アドバイザーを当該校へ1回3時間の講義（研修）及び1泊2日での派遣を想定。

オ 研修1パッケージのあり方について、アドバイザーによるオンライン支援や予算の範囲内での複数回支援、中学校区や近隣学校による合同研修会も可能。

カ 実施時期は、令和9年1月29日（金）までとする。

(2) 令和8年度 27パッケージ程度のアドバイザー（有識者）派遣を予定。

### 3 実施方法

(1) 募集要項に基づいて学校は本事業に応募する。

(2) 選考の結果、「対話を軸にした校内研修」充実支援事業に指定された学校は、本要領に基づき自校の研修内容に合ったアドバイザー（有識者）を選定するとともに、自校の「対話を軸にした校内研修」日の概ね1か月前迄に、「実施計画書【様式2】」に必要事項を記入の上、学びの改革支援課へメールにより提出するとともに、市町村教育委員会にも通知する。

【メールアドレス [kyogaku@pref.nagano.lg.jp](mailto:kyogaku@pref.nagano.lg.jp)】

(3) 上記(2)の提出を受けた学びの改革支援課は、自校の「対話を軸にした校内研修」日の概ね2週間前までに実施決定通知を送付する。

(4) 派遣依頼については、学びの改革支援課から派遣予定アドバイザー（有識者）に対して依頼する。

- (5) アドバイザー（有識者）の派遣を受け「対話を軸にした校内研修」を実施した学校は、研修実施後1週間以内に「実施報告書【様式4】」を学びの改革支援課へメールにて提出する。
- (6) 県教育委員会は、上記（5）を受けて、アドバイザー（有識者）に謝金・旅費を支払う。

<実施フロー図>

講師派遣実施の場合

